

行政常任委員会報告

平成 26 年 2 月 24 日
午前 10 時 30 分開議
5 階 委 員 会 室

◎日程

1 財務課

- (1) 財政再生計画 3 月変更について
- (2) 3 月補正予算について
- (3) その他

◎出席委員（8 名）

大 山 修 二 君
島 田 達 彦 君
小 林 尚 文 君
高 間 澄 子 君
熊 谷 桂 子 君
藤 倉 肇 君
厚 谷 司 君
角 田 浩 晃 君

◎欠席委員（0 名）

【財務課】

- 1. 財政再生計画 3 月変更について
- 2. 3 月補正予算について
- 3. その他

（財務課長）

財務課から報告をさせていただきます。

3 月の計画の変更についてでございます。

今回におきましては、平成 25 年度の補正予算と 26 年度の当初予算に係る内容となっております。これらが財政健全化法に基づきまして、次期開催される市議会において、計画変更の提案として提出をさせていただく予定でございます。

それでは、資料の 1 から順に説明をさせていただきます。

まず、基本的な考え方ということでありますが、今回の変更は今申しました国の 25 年度補正予算に対する事業の追加及び 12 月変更以降に生じた新たな課題並びに国庫補助金、地方債の見込みによる財源振替に対応するものでございます。計画変更後、収支増減額につきましては約 101 億 8,200 万円でございます。

次に、財源でございますけれども、国道支出金などの特定財源の活用と一般財源におきましては国支出金及び地方債との財源振替が見込まれることからマイナスとなり、再生計画期間の変更はないところでございます。

それでは、歳出関係ですけれども、順に事業内容を説明いたします。

1 番、幸福の黄色いハンカチ基金積立でございます。これは毎回同様でございますが、今年度寄せられた指定寄附金を追加するものでございます。

次に 2 番目、幸福の黄色いハンカチ基金利子積立でございますが、これは当初予算を上回る預金利子がございましたので、追加するというところでございます。

3 番目、退職手当でございます。昇格による退職金の増加 1 名と自己都合退職者 4 名が見込まれることになるものでございます。

4 番目、農業基盤整備促進事業でございます。これにつきましては、農業基盤整備促進事業の実施に対しまして、道路補助金農業基盤整備促進事業費補助金を農協へ間接補助するものでございます。

5 番目、6 番目、7 番目、これはともにプトマチャンベツ川河川対策事業でございます。

5 番目につきましては、災害査定の結果、国庫補助金及び地方債が見込まれるため、財源振替を行うところでございます。

6 番目の災害につきましては、総務費よりズリ山管理事業の委託料と工事請負費の経費について予算を組みかえるものでございます。

7 番目につきましては、9 月変更により予算計上した災害復旧事業について、事業費の増加分及び下流側の事業分に係る経費を追加するものでございます。

8 番目、光熱水費、道路橋梁維持分でございますが、これはロードヒーティング及び街頭など道路維持に要する電気料の引き上げに伴い追加計上するところでございます。

9 番、除雪費、市道分でございますが、近年の気象状況を考慮し、降雪量の増加に対し所要額を随時追加計上というものでございます。

次に 10 番目、清陵浴場受電設備改修でございます。維持補修費でございますが、清陵浴場の充電設備につきまして、法定点検の際、指摘されたものでございまして、これを修繕するというところでございます。

11 番目、燃料費・光熱水費でございます。これはし尿処理場に係る分として、燃料費の高騰及び電気料の値上げ等により追加計上するものでございます。

12 番、重度心身障害者医療費給付事務費でございます。受診件数の増加により、医療機関等に支払う事務手数料の不足見込みによるものでございます。

13 番目、し尿処理場建設でございますが、国の補正予算に伴いまして、補助率満度での補助金が確保される見通しから、財源の構成と振りかえを行うものでございます。

次に 14 番、合併処理浄化槽設置普及事業でございます。事業に係る補助金につきまして、平成 25 年度の国庫支出金が確定したため財源振替を行うものでございます。

15 番、予防接種健康被害調査委員会開催経費でございます。これにつきましては、定期予防接種の健康被害救済給付申請に係る予防接種健康被害調査委員会の開催経費を計上するということでございます。

16 番目、疾病予防対策事業費等繰出金です。これは特定健診の項目となっておりますクレアチニン検査が補助対象となったため、国保会計に繰り出すものでございます。

17 番目、がん検診推進事業費補助金返還金でございます。平成 24 年度がん検診推進事業費補助金精算の結果、返還金が生じたものでございます。

18 番目、障害福祉サービス給付費でございます。これは、障害児福祉サービスの新規利用者の増加によるもので、費用が増となったものでございます。

19 番目、療養介護医療給付でございます。18 歳以上の障害児施設入所者に係る医療費の増加によるものでございます。

20 番目、人件費でございます。生活保護総務費分でございますが、本来、交付されるべき国庫支出金から道支出金に財源を振りかえするものでございます。

21 番目、生活扶助等給付費でございます。補助対象経費の決定に伴いまして、対象外経費 9,000 円を一般財源に振りかえるものでございます。

22 番、中体連各種体育大会選手派遣費補助でございます。今年度におきましては、各部活動の成績がよく、多くの大会に参加していることから所用の経費を追加するものでございます。

23 番目、夕張市子ども・文化振興基金積立金でございます。これは夕張市美術館屋根崩落に係る賠償金の一部を同基金に積み立てる内容でございます。

24 番、燃料費、これは消防庁舎及び消防車両に係るものでございまして、庁舎及び車両の燃料費について、最近の原油価格の高騰に伴い追加計上するものでございます。

25 番目、消防団員退職報償金でございます。これは、当初予定していた消防団員の退職者が予定を上回ることから、退職報償金を追加計上するものでございます。

26 番目、J－A L E R T整備事業でございますが、国の補正予算、防災情報通信設備整備事業交付金を活用しまして、住民が集う施設における屋内外放送設備を整備し、地域住民に周知を図るところでございます。

27 番目、財政再生計画調整基金積立であります。これは、地方債の発行により後年度生じる元利償還金の財源として積立をするものでございます。

28 番、臨時福祉給付金給付事業でございます。それと 29 番目の子育て世帯臨時特例給付金給付事業、これにつきましてはともに国の補正予算に伴うものでございまして、消費税引き上げに伴い給付費及び関係事務費を計上するものでございます。

30 番、最後になりますが介護保険事業会計への繰出金でございます。これは、介護保険システム改修経費に対し一般会計より繰り出すものでございます。これは繰り出し基準に基づくものでございます。

以上で、歳出の説明は終わらせていただきます。

次に、歳入でございますが、記載のとおり歳出経費に関連する国道支出金や事業債などの特定財源を追加し措置しようとするものでございます。総額につきましては、同額の計上をしております。

次に、3 番目の財政再生計画本文の変更でございます。

まず、一つ目、(1)でございます。平成 26 年度より期末勤勉手当の基礎額を削減前の本俸額に置きかえて支給する予定から、関連する計画本文について記載のとおり変更するものでございます。

記載のとおり、現行の削減後の給料月額を算出基礎としというところを改正後は削除しております。

次、二つ目でございます。東日本大震災関連の法律施行に伴い、本年 4 月から個人市民税均等割を改正する予定となっていることから、計画本文を次のとおり変更するもので、内容につきましては現行の 3,500 円を 4,000 円に改正するものでございます。

以上で、資料 1 についての説明は終わらせていただきまして、次に資料 2 でございます。

ちょっと字が小さく、見づらいところをおわび申し上げたいと思います。

資料 2 につきましては、平成 26 年度一般会計予算に係る計画変更でございます。

資料のとおり、変更後の総額は歳入歳出同額の 115 億 8,602 万 1,000 円で、

現在計画額との比較におきましては、計画増減に記載のとおり 18 億 6,958 万 3,000 円の増額となっているところでございます。ここでの現在計画額とは、直近の 12 月変更後の平成 26 年度計画額を指しているところでございます。

主な増減内訳についてであります。まず、歳入につきましては地方交付税のうち普通交付税であります。当初計画策定時、計画期間中に係る臨時財政対策債の制度をこの動向が不透明であったことから、普通交付税に臨時財政対策債振替分を一括計上したところでございます。したがって、今回の変更におきましては、計画計上した普通交付税から臨時財政対策債相当額を地方債へ振りかえたことにより、約 2 億 5,000 万円の減少となっているところでございます。

次に、国道支出金では、主な住宅増減内訳に記載した項目について、充当事業の交付対象に伴う特定財源の増額及び充当事業経費の増または減による所要財源の増減額で、約 4 億円の増加となっているところでございます。

次に、繰入金でございますが、計画計上外の地域再生等に係る緊急性のある新たな事業経費及び職員 2 名の追加採用に伴う人件費など、後年時の財源を確保するため財政調整基金など基金趣旨に沿った繰り入れが約 9 億 5,000 万円の増となっております。

地方債では、最初に説明した普通交付税に計上していた臨時財政対策債への振替、約 2 億 5,000 万円と、し尿処理場建設事業債、約 7 億 5,000 万円が主な増加要因となっています。

次に、歳出でございます。

まず、物件費でございますが、小額な経費が多数分類されている性質でございますが、その中で主な増減要因として上げられる事業経費につきましては、総合行政システム関連、この経費及び市有施設の耐震診断委託料などのほか、総額で約 1 億 2,000 万円の増加となっております。

次に、扶助費でございますが、障害者自立支援事業の障害福祉サービス給付費の児童手当給付で約 1 億 8,000 万円となり、総額では約 2 億円の増加となっているところでございます。

次に、建設事業費でございますが、消防関連設備整備費で約 4 億 3,000 万円、汚泥再生処理センター建設工事費の約 2 億 2,000 万円の増額により、総額では約 6 億 3,000 万円の増加となっているところでございます。

最後に、その他でございますけれども、職員 2 名の追加採用に伴う人件費の財源確保と財政再生計画調整基金への積立金などで、総額約 8 億 4,000 万円の増加となっております。

一般会計については、以上でございます。

続いて、診療所事業会計についてご説明いたします。

診療所事業会計の変更後の総額は、歳入歳出とも 1 億 2,677 万 8,000 円で、今回の計画変更額は計画増減に記載のとおり 175 万 2,000 円の微増で、計画内容につきましては現行計画と大きな変更はないところでございます。

主な増減内訳は、一般会計からの事業所及び光熱水費に対する負担金の増でございます。

以上、診療所事業会計の説明は終わります。

次に、平成 26 年度において新たに財政再生計画に計上する事務事業でございます。

資料 3 をごらんください。

当初計画、すなわち現行計画において計上されていない事業経費全てが計画変更の手続を行うこととなります。また、財政再生計画の変更は、単年度限りの変更と各年度にわたる変更とに分けられております。計画変更は、原則、単年度となっているため、恒常的な事業経費については毎年度の予算編成において、新規事業として総務大臣と協議し同意を得なければならないこととなっております。

また、人件費の増加、地方債を財源とする事項などは、次年度以降の計画に影響を及ぼす経費に係るものであることから、財政再生計画調整基金に校年次の財源を積み立て確保することとなっております。

これらのことを踏まえまして、26 年度計画の変更を要する事業は記載のとおり 63 件となっているところでございます。

なお、資料 3 では、事業名、財源及び三者協議登録課題の計上状況について記載してあるものですが、これまで一度も計画変更がされていない全くの新規事業としては、ただいまから申し上げます。チェックをしていただきたいと思います。まず、29 番、32 番から 34 番、36 番、38 番から 40 番、43 番から 46 番、49 番、51 番、52 番、54 番から 57 番、59 番から 62 番の計 23 事業となっております。

また、平成 24 年と 25 年度に開催されました国、北海道及び夕張市の三者協議の課題登録のうち、経営体育成支援など 29 課題が計上されているところでございます。右の丸印がそれであります。

次に、資料 4 に参りたいと思います。

資料 4 につきましては、次年度以降の計画に影響を及ぼす経費に当たるもので、平成 27 年度から 41 年度まで年度ごとに計画変更が必要となる職員 2 名の追加採用と期末勤勉手当の基礎額を現行の減額後により行っているものを、本則に置きかえて支給するという、こういう経費でございます。先ほど申しました後年時計画の期間中に及んで、初年度において計画変更するという内容のものでございます。

また、財源手当は、財政再生計画調整基金繰入金で措置するものであります。

2 番目の報告事項、補正予算調書でございます。

まず、1 ページですが、繰越明許費の補正であります。本 6 件につきましては平成 25 年度において事業の 見込みのため、事業予算について翌年度に繰り越すものでございます。

6 件の内容については、記載のとおりとなっております。

次に、2 ページでございます。一般会計の款別総括でございます。総額 1 億 8,244 万 9,000 円で、財源内訳は国道支出金が 3 億 9,872 万 5,000 円で、うち国庫支出金が 3 億 6,550 万円、道支出金が 3,322 万 5,000 円でございます。地方債はマイナス 1 億 5,670 万円、その他は財産収入が 4 万 8,000 円、寄附金が 3,023 万 4,000 円、基金繰入金が 24 万 8,000 円、諸収入が 8,118 万 1,000 円となっております。一般財源につきましては、国庫支出金及び地方債との財源振替によりマイナス 1 億 7,128 万 7,000 円となっているところでございます。

次、3 ページでございます。事業内容につきましては、資料 1 のところで全件説明しておりますので、ここでは省略をさせていただきます。

なお、財源内訳と財源につきましては、摘要に記載のとおりでございます。後ほど、ご参照願いたいと思います。

次に、特別会計の補正予算でございます。6 ページをごらんください。

まず、国民健康保険事業会計でございます。2 件でございます。

まず、1 件目、一般被保険者療養給付費でございますが、これは一般被保険者に係る療養給付費の増加に伴い経費を追加補正するものでございます。金額につきましては 1,609 万 8,000 円でございます。財源としましては、療養給付費等負担金、国庫支出金を充てているものでございます。

次に 2 つ目としましては、特定健康診査等事業でございます。一般会計から疾病予防対策事業費等補助金の交付額を繰り入れたことに伴い、一般財源の財源振替を行うものでございます。

予算総額につきましては、18 億 4,093 万円が補正前の額でありまして、補正額 1,609 万 8,000 円、補正後が 18 億 5,702 万 8,000 円というふうになっております。

次に 7 ページ、介護保険事業会計でございます。6 件でございます。

まず 1 番目の介護保険一般業務でございます。これは消費税増額に伴う介護報酬改定及び区分支給限度基準額の引き上げ等に対応するための介護保険事務システムの改修経費でございます。これは、先ほど一般会計でありましたように、一般会計からの繰出金となります。

それから、2 番目から 5 番目につきましては、同じ内容でございまして、サービス利用者の増加に伴い保険給付費が当初 [] 増加したために予算不足が生じるということでございまして、追加をするという内容でございます。

6 番目の施設介護サービスでございしますが、当初より執行残が見込まれているため、減額補正を行うというものでございます。

予算総額でございしますが、補正前が 15 億 8,646 万 2,000 円、補正額が 189 万円、補正後が 15 億 8,835 万 2,000 円となっております。

次に、後期高齢者医療事業会計でございします。

1 件でございしますが、高額療養費還付金という項目でございします。内容につきましては、高額療養費還付金収入の増加によるものでございます。金額 20 万 1,000 円でございします。財源は、高額療養基金還付金収入を充てております。予算総額につきましては、補正前が 2 億 4,818 万円、補正額が 20 万 1,000 円、補正後が 2 億 4,838 万 1,000 円ということになっております。

これで、一般会計と特別会計の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、水道事業会計の補正につきまして、天野課長により説明をいたします。

(上下水道課長)

それでは、水道事業会計、3 月補正予算について説明いたします。

今回の補正は、各経費の年度末までの執行見込みによる所要額について補正するものであります。

初めに、水道事業会計補正予算調書の 1 ページ、収益的収入及び支出における補正について説明いたします。

収益的収入では、1 の水道事業収益の営業収益、収益的支出におきましては、1 の水道事業費の営業費用、営業外費用及び特別損失について、それぞれ実行見込みにより補正するものであります。

4 の特別損失であります、夕張市私債権の管理に関する条例に基づきまして、徴収不能となった使用料について不納欠損処理をするほか、[] による減額調定をするなど、過年度損益修正損に計上するものであります。

この内訳ですが、不納欠損分が 806 万円、過年度の過誤納が 11 万 6,000 円であります。不納欠損の内訳で、予定でありますけれども、破産、事業休止などで再開が見込めないもの、これが 17 件で 407 万 4,000 円、居所不明、死亡等などで 93 件の 398 万 6,000 円をそれぞれ見込んでおります。この結果、収益的収入及び支出の補正後の経常利益は税込みで 2,251 万 6,000 円の減益となるものであります。

次に、2 ページの資本的収入及び支出であります、収入では企業債及び負担金、支出では建設改良費について、それぞれ実行見込みにより補正しよう

とするものであります。この結果、資本的収入から支出を差し引いた総額は35万8,000円減額となるものであります。

以上で、水道事業会計補正予算の説明を終わります。

(大山委員長)

その他はございませんか。

(財務課長)

ございません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。いかがでしょうか。

(熊谷委員)

資料4について伺います。

人件費が、期末勤勉手当の基礎額を減額後より本則に置きかえて支給するというので、多少なりとも職員の皆さんの待遇改善につながってよかったのかなというふうに思うのですが、それにしてもまだ退職者が多いというところで非常に不安を持っているところです。

今回、この人件費の改正によって、世代別で収入がどの程度上がっているのか、もしわかったら教えてください。

(総務課長)

熊谷委員のご質問にお答えします。

市の職員の平均年齢が44歳ということですので、44歳、係長職を平均としてみなしてご説明を申し上げます。

今回の期末勤勉手当の支給額算定の見直しによって改善される額は、年収で約24万7,000円、率にして4.7%の改善ということになります。

以上です。

(熊谷委員)

平均で44歳、係長ということで、今、教えていただいたのですが、ほかの若い方たち等とか、そういうのは数字は出ていないですか。

(総務課長)

手元にございませんで。

(熊谷委員)

わかりました。

(大山委員長)

ほかに、ありませんか。

(総務課長)

手元に資料がないのでお答えすることができないのですが、今の夕張市職員の給与の削減というのは、年齢が上がっていく、要するに給料表の級が上がっていくに従って削減幅も大きくなるという仕組みになってございますので、削減幅が大きければ大きいほど今回の改善においては改善幅も当然大きくなるということになります。

(大山委員長)

ほかに何かございますか。

(厚谷委員)

25年度の計画変更の関係で、何点か内容確認をちょっとさせていただきたいと思うのですが、まず、番号15番、予防接種健康被害調査委員会開催経費ということでございますが、差し支えない範囲で具体的にどのような事例があったのかということをお示しいただきたいということが、まず一つ。それから、もう一つが、26番、J－A L E R Tの関係で、先ほど補正予算の説明で繰越明許というところでも表の記載もありましたので、年度中にこれが行われるということではないと思いますが、その中で公共施設の放送設備に自動機能装置を設置するというふうに記載がされておりますが、これは廃校活用されている場所の避難所も含むのかどうかという、この2点についてお願いします。

(保健福祉課長)

健康被害の関係でお答えいたします。

これは、厚生労働省に対して申請するもので、基本的には市が申請窓口という形のものでございます。これは予防接種、昭和30年代が原因の予防接種、それに対する健康被害ということで、今回、申請が上がっております。

以上です。

(消防長)

J－A L E R Tの件ですが、実際、J－A L E R T、全国瞬時警報システムを作動するに当たりまして、放送設備がなければならないということで、放送設備のないところにつけますと、放送設備自体またつけるお金がかかるということで、現時点では、一応、今の段階では5カ所、文スポ、夕張小、夕中、南支所、農業研修センター、ここには放送設備がありますので、それを利用してやっていこうかなという計画でおります。

(大山委員長)

ほかに何かございませんか。

(熊谷委員)

先ほどの関連ですけれども、先ほど自己都合で退職される方が4名という

報告がありましたが、何歳ぐらいの方たちが退職されるのか教えてください。
(総務課長)

先ほど、財務課長のほうから 4 名の自己都合の退職ということですが、消防職員 1 名が含まれてございますので、市の職員、一般事務職の 3 名について、今回、退職する自己都合の者は主幹職が 1 名、それと平成 23 年度において新規採用を行った職員が、そのうち 2 名ということでございます。主幹職については 40 歳代、ほかの 2 名は 20 代後半から 30 代といったところです。消防職員は、消防のほうからお答えいたします。

(消防長)

消防の退職者にあつては、新規採用という部分で 18 歳の方が退職となっています。

(大山委員長)

ほかに何かございませんか。

(島田委員)

済みません、資料 2 でお願いいたします。

歳出で、維持補修費の中から滝の上公園管理委託料が 300 万円削減になっているのですが、滝の上の公園の管理のあり方というのはどのように変わるのか、その辺伺います。

(建設課土木担当課長)

今のご質問でございますけれども、滝の上公園管理委託料、これにつきましては計画上、滝の上公園という計画上で見ていた公園管理費の中なのですが、公園管理費を一本化、前までは公園で 2 公園、歴史村と滝の上公園ということで分けた予算になっていたところなのですが、一括公園という形になったものですから、この部分については滝の上公園の名称の中で削減という形でございます。なので、現在の 27 年と 26 年、今後についても同様として組み立てしております。

(島田委員)

全体の事業としては、そんなに変わっていないということですね。

(大山委員長)

ほかに何かございますか。

(島田委員)

資料 3 でお願いいたします。

歳入欄 20 番のズリ売払代が 100 万円ほどついているのですが、これは土地の借地料として毎年 100 万円を見込んでいるのか、ズリの量によって金額が変わってくるのであるのか、その辺ちょっとお願いしたいのですけれども。

(財務課長)

島田委員のご質問にお答えします。

ズリ売払代収入の 100 万円ということですが、これは算定表は 200 万円ぐらいの収入が見込めるということですが、当初予算ということで、その多くは、やはり過剰に見込むのはならないということで 100 万円にしているのですが、これ以後も 100 万円という形でもって、定額的に歳入は見えていきたいというふうに考えております。

(島田委員)

その歳入の増減の理由というのは、やっぱり多く出せば収入が多く入ってくるということでしょうか。

(財務課長)

そのとおりです。

(大山委員長)

ほかに何かございませんか。

(厚谷委員)

これも確認なのですが、資料 2 で 26 年度の一次変更ということで、 予算の部分の ところかと思うのですが、軽自動車税約 200 万円ほど増減の中で増というふうになっていますが、これは例の事前計画の中で盛られていた軽自動車税に関するとは別に、例えば登録台数がふえたとか、そういう把握の仕方でしょうか。

(財務課税務担当課長)

ちょっと確認のため、お時間をいただいてもよろしいでしょうか。

お答えいたします。

計画額としては、平成 23 年度、その前年もしくは前々年あたりからの推計で軽自動車税の歳入予測を立てているところですが、軽自動車税につきましては、その予測とは少し違って、一般的には市民税とかもそうですが、人口が 3% ずつ減っていくということに伴って、税収等も 3% ぐらいずつ にしておりますが、軽自動車税に関しては、その減りが非常に少ない、もしくは 自動車については微増というような内容になっていて、その乖離が計画変更額との大きな原因になってあらわれていますけれども、単年度で特別変わるとか、そういった内容のものではございません。

(大山委員長)

ほかに何かございますか。

(角田委員)

診療所会計についてお尋ねいたしますが、これは予算委員会もこれからあ

るので、余り突っ込んで聞くつもりはないのですが、新たな診療所建設については最大 10 年延ばすということの中で、答申を含めて方向としては私たちも確認しているところであります。その中で、いわゆる報酬費にかかわるところも含めて言うと、維持補修費ですよね、ここについては減額という格好の起債がなされているのだけれども、一定程度、現施設をもたすことを前提で今いろいろなことを考えていく中で、やはりこれらの考え方というのはどういうふうに現施設を持っていき、そして最終的には新たな建物として移行していくのか、この辺を、これは市長ではないのであれだけれども、現行どういうことで調整しているのでしょうか。

(保健福祉課長)

角田委員のご質問にお答えいたします。

維持補修の関係につきましては、基本的に補修というのは従来から予算の計上の仕方として発生主義、これに基づいて予算を計上してきているところです。その考え方を逸脱するものではございませんが、診療所の維持補修という部分につきましては、今後も計画的なものをある程度見込みながらやるというのが実情かと事務的には考えております。

その中で、まず基本的には診療所のあり方、これをしっかりと、先ほど角田委員のほうからもお尋ねありましたが、しっかりと市のほうで方向性を定めながら、その中でどういうものが必要なのか、優先順位をつけながら予算等に反映していくものと考えております。

(角田委員)

これまで、発生主義ということを経営原則ということでは言われてきたのは、私たちも聞いてきたところ。ただ、これからは、これは予算委員会ではないからあれだけれども、一定程度もたすことが前提なわけですから、発生主義が前提ということにはならないと思いますよ。そこらも含めて、予算委員会ではそのような形で報告願いたいということで、やめておきます。

(大山委員長)

ほかに何かございますか。

(議長)

じゃ、私のほうから、資料 3、新たに計画に計上する事務事業ということで、これも、今後、予算委員会も控えておりますから、まず確認の意味で、ちょっときょうの場面は聞かせていただきたいのですけれども、基本的にそれぞれ、まず今回、生活館を含めた管理維持の部分が計上されております。この基本的な考えの中では、どの辺までのものの管理運営というものを見込んでいるのか、これ、ちょっとまずお答えいただけますか。

(市民課長)

高橋議長の質問にお答えします。

まず、市民課所管でございます生活館、それから千代田コミュニティーセンター、南部コミュニティーセンター、そちらのほうは、いわゆる指定管理施設で地域に任せている指定管理施設という位置づけでございます。こちらのほうに関しましては、昨年の４定市議会の一般質問のほうでも、一部、答弁、検討しているということで答弁させていただきましたが、いわゆる維持管理費における電気料、それから水道料の基本料相当分の助成を考えております。

以上です。

(議長)

わかりました。

では、今の市民課に関する部分なのですが、そのほか、このたびの生活館等に、いわゆる同等的な施設、集会所、あるいは農業研修センター、こういった部分についてはどういうお考えですか。

(産業課長)

農業研修センターにつきましては、今、市民課長がおっしゃったとおり、同様に電気料及び水道使用量の基本料金１年分を計上しております。

以上です。

(建設課長)

市営住宅、集会所の部分でございますけれども、生活館、農業研修センター同様、集会所についても電気料、水道料の基本額相当分ということで助成金を必要額計上させていただいております。

(議長)

それでは、全てこのような施設に関しては同等の考えということですね。基本料金相当分の部分が補助費ということで充てていきたいという考えなのですけれども、そこで、ちょっとお尋ねしますが、特に一部、生活館にも絡んでくるものも、あるいはコミュニティーセンターと絡んでくる農業建築センターもそうなのですけれども、現在のふれあいサロンとの兼ね合いという部分はどう考えていますか。ふれあいサロンのほうからも助成金というものが、市から一般財源の中できちんとつけられていますね、今年度からきちんと。この中で、このふれあいサロンの部分の中でも、今言われた基本料金相当分の部分の維持管理として充てられているはずなのですけれども、この辺というのはどういうふうな整合性を持って今後考えていくのでしょうか。

(市民課長)

ふれあいサロンに関しましては、一部、生活館等も使われておりますので、私のほうからご説明させていただきますが、ふれあいサロンは地域の社協をメインとしてやられているというところで理解しております。そちらのほうで、指定管理者の使用料というのを支払って、いわゆる別枠でといいますか、指定管理者がやっているものではないと。いわゆる、地域の社協がその場を借りてふれあいサロンをやっているというような位置づけになっておりますので、施設の維持管理における助成とは合致しないのかなというふうに考えております。

以上です。

(議長)

それで通用するのかな、流れ的には。同じ建物であって、少なくとも今回、3施設はダブってくると思うのですね。ダブルという言い方がいいかどうかは別として。今回それぞれ、農業研修センターも、あるいは南部コミュニティーセンターも、さらには生活館の部分では紅葉山の部分も、ここはふれあいサロンのほうと同等の施設ですよ。同じ施設ですよ。ふれあいサロンとしても活用している施設、そして今回こういうふうにそれぞれ単費でまた基本料として維持管理費としてつけられるのでしょうかけれども、これ既にふれあいサロンのほうでも、人件費もそうなのだけれども、あるいは、こういった同じような名目で維持管理に関する、いわゆる電気水道光熱費に関する、こういった維持費に関しては出ているわけですよ、ふれあいサロンのほうも。じゃ、ちょっと考え方、聞き方を変えますが、社協に預けていればそれでいいということでもいいの。そういうことではないでしょう。社協から確かに振り分けはされていますよ。だけれども、じゃ、社協に預けているから、その後の使い道は社協に全部お任せしているということにはならないでしょう。当然、決算も含めてごらんになっていないのかな、それぞれのふれあいサロンの状況というのは。

(市民課長)

生活館等における維持管理については、年間1年を通した決算として毎年度、年度が終了したときに市のほうに報告を受けております。そして、ふれあいサロンに関しましては、そこも箱を使った活動ということなので、別の決算ということで、そこはたしかまちづくりだったかな、補助、福祉課ですね、失礼しました。ですので、その活動と決算は一致はしていません。

(議長)

一致はしていないって、その箱に対して云々というお話しだったけれども、その箱自体は同じなわけですよ。例えば、一つ例を出しますが、農業研修セ

ンター、これも今回こういうふうに、例ですよ、一つ、補助としてつくる。これは以前から私たちも主張している、この生活館の集会場等の維持に関する部分については必要だという話をさせてもらっておりますから、これは今回つくることについては大いに、大変結構なことだと思うのです。ただ、私が今言っているのは、既にふれあいサロンと称して各地域で4カ所、今やっただいただいておりますよね。このふれあいサロンとしての、いわゆる活動補助費の部分で人件費、またそれに付随する、今言われたような管理部分を含めて、それぞれの施設に見合った補助金相当額を既に支出しているわけですから、今回この部分ではダブリが生じてこないかということなのですよ。同じ箱ですよ、だって。それが何、使い方は、ここからここまでのスペースは地域としてやっているからこうですよ。ここからここまでのスペースは、これはサロンとして使っているからこうですよという、こういった線引きはできないでしょう。

(市民課長)

答弁調整をお願いします。

(鈴木理事)

ただいまのご指摘の点でございますけれども、基本的に市のほうとしましては、ふれあいサロンという事業に対して委託をしているというふうに認識してございますが、今、手元にある資料では、その内訳が今回の助成対象となる光熱水費の基本料金、これと両方かぶるかどうかということは、ちょっと今の資料では確認できないので、ちょっと後日、回答させていただきたいと思います。

(議長)

わかりました。冒頭言ったとおり、これは予算委員会等もまだ控えていますから、そういった中でまたいろいろと明らかにできればというふうに思っております。

それで最後にお聞きしておきますが、今回このような、いわゆる生活館を含めて同等施設を補助対象にしているということについては、これは以前から議会からお話もさせていただいている。また、理事者も三者協議においても第一の優先課題として上げさせていただいている経過なのですが、そこで、これ、生活館、今言った農業研修センター、千代田コミセン、南部もそう、それとあと集会所管理もこの下に61番、62番と書かれて、これは全て同じ三者協議の中で課題整理をしたものというふうに判断させてもらっているのでしょうか。

(鈴木理事)

前回の議会でご指摘をいただいたように、基本的に三者協議で議論等をさ

せていただいたところは、こういった施設に対して地域コミュニティの維持とか高齢者のひきこもりの防止の観点ということから一定の補助が必要だというような、生活館等に付随するような機能に対しては補助が必要だということで、三者協議のほうでそのところは協議をいたしました。しかしながら、前回のお話しの、ちょっとご説明させていただいたとおり、その等というのが果たして具体的にどこの施設が入るかというところは、細かいといったらあれですけれども、ここ、ここ、ここというふうに完全に整理できている段階ではございませんが、その後の調整、その後に国とか道に対して、こういった集会所だとかそういったところも含めてどこの施設が当たるのかということで、国、道、または市のほうで協議をさせていただいているところでございます。それに基づきまして、今回の計画変更等ということで提出させていただいてございます。

(議長)

わかりました。道に付随するものがどこまでかという、その判断基準の部分において、それがあれでしょうか、この表の右のほうにある三者協議の課題登録という部分で丸がついていますけれども、丸が記載されていないものについては、そういう部分でということの認識をしておいていいということですね。

(鈴木理事)

夏の三者協議という登録ということではそうでございますけれども、繰り返しになりますけれども、その後しっかり国ともお話しをさせていただいております、生活館と同じような機能がほかにもあるというようなことで調整をさせていただいておりますので、そういうことでございます。

(議長)

わかりました。今言った、いずれにしても、この生活館を含めた同等施設の管理、補助費の部分については、ちょっと整理をする部分があると思うのです。先ほどの問題もそうなのですけれども、こういったものは3月議会のほうに回すということで、今の時点ではここまでにしておきますので、お願いします。

(大山委員長)

ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財務課を終わります。

以上で、本日予定いたしました案件は全て終了いたしましたので、行政常任委員会をこれで閉じます。

大変ご苦労さまでした。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 行政常任委員会

委 員 長
